

奈良県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平尾土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十四年五月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	竹村 邦雄	北葛城郡広陵町大字平尾一六五	
〃	佐谷 利廣	〃	二〇八
〃	北村 元英	〃	一八七―一
〃	堀川 秀治	〃	七二六―三
〃	竹村 憲一	〃	六三八―一
〃	北村 介則	〃	六二六―四
〃	堀川 季延	〃	六八四―二
〃	杉本 國嘉	〃	一三八
〃	村本 佳宜	〃	五六五
監事	木村 恵則	〃	六三七―三
〃	杉本 吉正	〃	一八九

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	堀川 季延	北葛城郡広陵町大字平尾六八四―二	
〃	竹村 邦雄	〃	一六五
〃	竹村 憲一	〃	六三八―一
〃	北村 介則	〃	六二六―四
〃	杉本 國嘉	〃	一三八
〃	村本 佳宜	〃	五六五
〃	西嶋 隆	〃	二一〇―一
監事	堀川 秀治	〃	七二六―三
〃	杉本 吉正	〃	一八九